令和９年度

保育園・こども園入園申込案内

入園後も、令和９年度が終わるまで大切に保管してください。

◎この案内には、保育園・こども園（保育利用）・小規模保育事業所の入園申込に関する手続きや必要な書類、入園後の注意事項など事前に確認していただきたい重要なことが記載されていますので、入園申込をする前に必ずお読みください。

◎新規・転園の方の申込になります。

◎申込状況によっては、希望の保育園等に入園できない場合や、兄弟姉妹で別々の保育園等になる場合があります。

◎幼稚園を希望する場合は、「幼稚園入園申込案内」をご確認ください（各幼稚園、教育委員会総務学務課にあります）。

◎こども園（教育利用）を希望する場合は、目次中「☆」がついている項目をご確認ください。

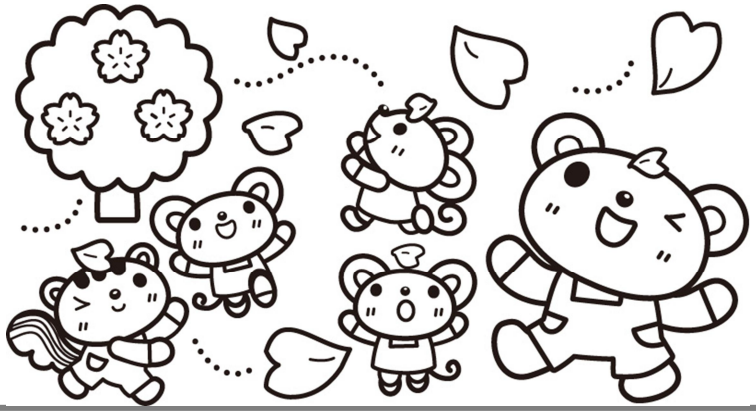

① 一次申込受付

受付期間：令和８年11月５日（木）～11月26日（木）

受付場所：こども保育課（瀬戸内市邑久町尾張300番地１）

※育休復帰などで令和９年度の途中から入園希望の方も、必ずこの期間に申込をしてください。

② 二次申込受付

受付期間：令和９年１月８日（金）～１月22日（金）

受付場所：こども保育課（瀬戸内市邑久町尾張300番地１）

③ 随時申込受付

受付期間：令和９年２月15日（月）～利用希望月の前々月末

受付場所：こども保育課（瀬戸内市邑久町尾張300番地１）

※スケジュール等の詳細は、本案内書８ページ以降をご確認ください。

瀬戸内市　こども未来部　こども保育課
瀬戸内市邑久町尾張300番地１　☎(0869)24-8004

目　　次

１．保育施設の入園について

（１）瀬戸内市の認可保育施設（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

・瀬戸内市の認可保育施設一覧（☆）

・保育施設位置図（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（２）保育園等のクラス編成（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（３）利用できる施設の種類について（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（４）保育を利用するには～子ども・子育て支援新制度について～・・・・・・・・・ 5

・教育・保育給付認定とは（☆）

・認定区分（☆）

・保育を必要とする事由

・教育・保育給付認定の期間と保育の必要量区分

・保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）

（５）教育・保育給付認定申請、入園申込について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

・教育・保育給付認定申請、入園申込期間及び申込先（☆）

・入園申込～入園までの流れ（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

・教育・保育給付認定申請、入園申込に必要なもの（☆）・・・・・・・・・・ 9

（６）入園選考（利用調整）と決定について（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

・瀬戸内市保育所入園選考基準表

（７）利用者負担額（保育料）について（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

・利用者負担額（保育料）表【予定】

（８）保育施設の利用に際しての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

２．地域子ども・子育て支援事業について

（１）延長保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

（２）一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

（３）預かり保育事業（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

（４）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（☆）・・・・・・・・・・ 27

（５）ファミリー・サポート・センター事業（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

（６）病児・病後児保育事業（☆）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

◎こども園（教育利用）を希望する場合は、目次中「☆」がついている項目をご確認ください。

1．保育施設の入園について

（1）瀬戸内市の認可保育施設

保育を利用するにあたり、瀬戸内市への申込及び利用調整が必要な施設の一覧と位置図です。

区分	施設名	所在地	電話番号	定員（予定）	対象年齢	教育時間 保育時間	預かり保育時間 延長保育時間	一時預かり	障害児受け入れ	子育て支援センター	送迎サービス
保育園 私立	①牛窓ルンビニ保育園	牛窓町牛窓 4959-5	0869- 34-2309	90名	2カ月～	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	標 18:00～19:00 短 7:00～ 8:30 16:30～19:00	○	○	○	○
私立認定こども園	②あいあいこども園	牛窓町鹿忍 4455-1	0869- 34-9330	10名	3歳児～	教 8:30～13:30	教 7:30～ 8：30 13:30～18:00	○	○	○	○
				60名	2カ月～	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	標 18:00～19:00 短 7:00～ 8:30 16:30～19:00				
	③邑久ルンビニこども園	邑久町山田庄 378-1	0869- 24-1309	10名	3歳児～	教 8:30～13:30	教 7:00～8：30 13:30～18:00	○	○		
				90名	2カ月～	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	標 18:00～19:00 短 7:00～ 8:30 16:30～19:00				
	④長船ちとせこども園	長船町土師 128-1	0869- 26-3988	10名	3歳児～	教 9:00～13:00	教 7:00～9:00 13:00～18:00	○ 1歳～	○	○	
				80名	2カ月～	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	標 18:00～19:00 短 7:00～ 8:30 16:30～19:00				
	⑤ポエムこども園 おさふね （R9.4.1　開園予定）	長船町土師 1175-1	086-284- 1276 (法人本部)	10名	3歳児～	教 9：00～14：00	教 7:00～8：30 14:00～18:00	○ 教育型	○		
				100名	2カ月～	標 7：00～18：00 短 8：30～16：30	標 18:00～19:00 短 7:00～ 8:30 16:30～19:00				
小規模保育事業所 私立	⑥わくわく保育園（※）	長船町福岡833	0869- 24-8601	19名	2カ月～ 2歳児	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	標 18:00～19:00 短 7:00～ 8:30 16:30～19:00		○		
	⑦あかとんぼ せとうち園（※）	邑久町上笠加 137－1	0869- 24-0687	18名	2カ月～ 2歳児	標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	標 18:00～19:00 短 7:00～ 8:30 16:30～19:00		○		
公立保育園	⑧邑久保育園	邑久町尾張 1159-1	0869- 22-0089	140名	6カ月～	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	標 18:30～19:00 短 7:30～ 8:30 16:30～19:00	○	○	○	
	⑨福田保育園	邑久町福元 671-1	0869- 22-0457	156名	6カ月～	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	標 18:30～19:00 短 7:30～ 8:30 16:30～19:00	○	○	○	
	⑩長船西保育園	長船町服部 277	0869- 26-4401	126名	6カ月～	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	標 18:30～19:00 短 7:30～ 8:30 16:30～19:00		○		
	⑪長船東保育園	長船町牛文 729-1	0869- 26-3326	105名	6カ月～	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	標 18:30～19:00 短 7:30～ 8:30 16:30～19:00	○ 1歳～	○		
公立認定こども園	⑫今城こども園	邑久町向山 588-6	086-942- 4351	10名	3歳児～	教 8:30～14:00	教 14:00～18:00		○		
				111名	6カ月～	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	標 18:30～19:00 短 7:30～ 8:30 16:30～19:00				
	⑬裳掛こども園	邑久町虫明 841-1	0869- 25-0769	10名	3歳児～	教 8:30～14:00	教 14:00～18:00	○ 1歳～	○		
				40名	6カ月～	標 7:30～18:30 短 8:30～16:30	標 18:30～19:00 短 7:30～ 8:30 16:30～19:00				

教 … 教育時間認定　標 … 保育標準時間認定　短 … 保育短時間認定

※小規模保育事業所は２歳児までの受け入れとなり、３歳児からは転園が必要です。３歳児からの連携施設は下記の通りです。
わくわく保育園の連携施設→あいあいこども園・長船西保育園・長船東保育園
あかとんぼせとうち園の連携施設→邑久保育園・今城こども園・長船東保育園

◎利用を希望される場合は、教育・保育内容や諸経費などについて、園のホームページや見学等により詳細をご確認ください。
◎特に記載のない場合、対象年齢は記載している年齢（月齢）から就学前までとなります。
◎保育時間（教育時間）や延長保育時間（預かり保育時間）は各施設によって異なりますので、事前にご確認ください。
◎延長保育・一時預かり等の利用申込方法や料金については、P26～P28 をご確認ください。
◎送迎サービスの詳細は、実施施設にご確認ください。

保育施設位置図

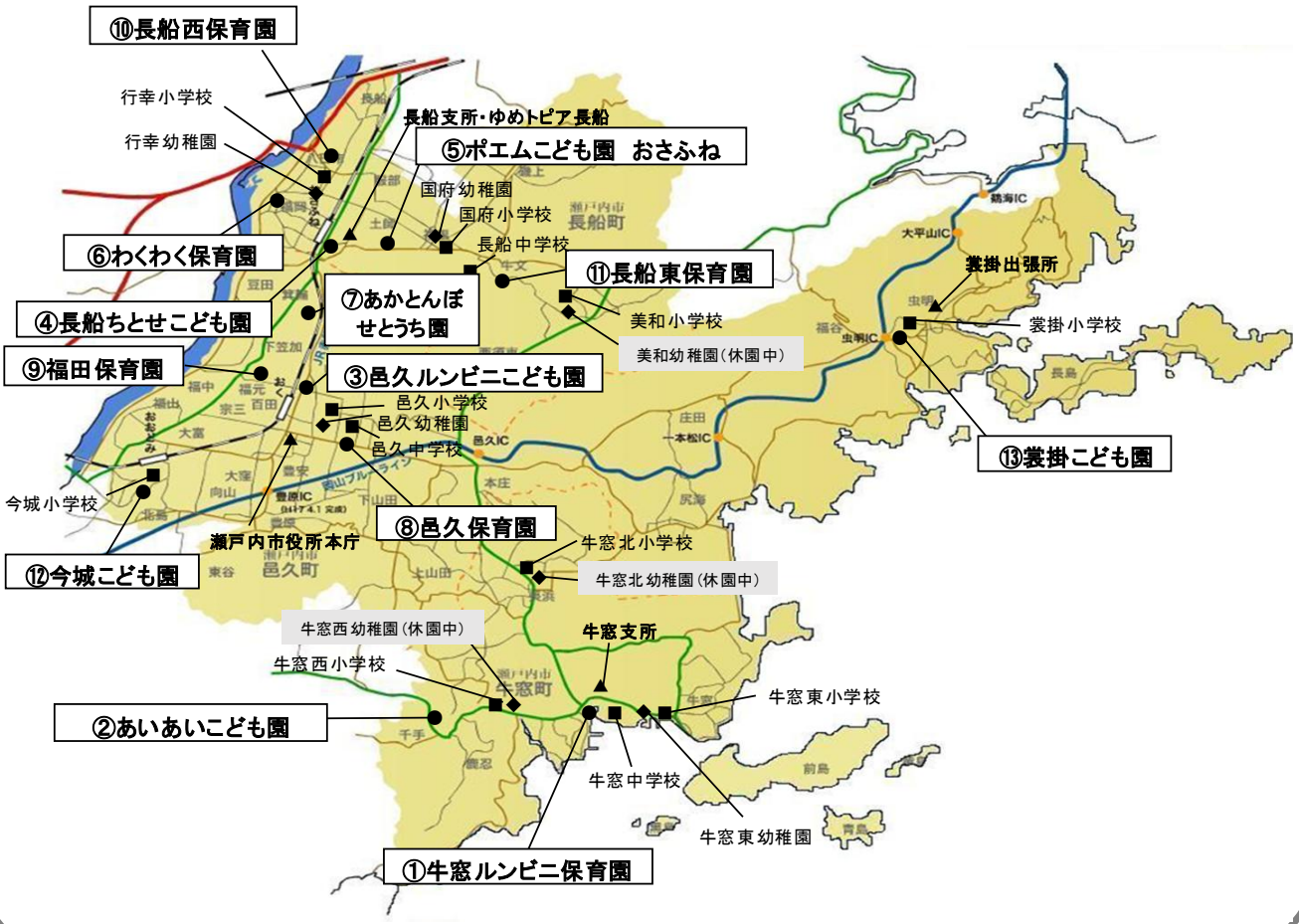

（2）保育園等のクラス編成

保育園等は、４月１日現在の年齢でクラスが決まります。
令和 9 年度のクラス編成は右表のとおりです。

令和９年度年齢別クラス	
クラス	生　年　月　日
０歳児クラス	令和８年４月２日以降
１歳児クラス	令和７年４月２日～令和８年４月１日
２歳児クラス	令和６年４月２日～令和７年４月１日
３歳児クラス	令和５年４月２日～令和６年４月１日
４歳児クラス	令和４年４月２日～令和５年４月１日
５歳児クラス	令和３年４月２日～令和４年４月１日

（3）利用できる施設の種類について

① 保育園（認可保育施設）

保護者が仕事や病気などのために、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

② 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う児童福祉施設です。

保育を必要とする乳幼児については、保育園と同じように保護者にかわって保育を受けることができます。3歳児以上の子どもについては、保護者の就労状況に関わらず、就学前教育と保育とを一緒に受けることができます（認定区分により、利用可能な時間は異なります）。

③ 小規模保育事業所（地域型保育事業）

保育を必要とする0歳から2歳児（満3歳になる年度末まで利用可）を対象に、定員6人から19人の少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業です。

3歳で卒園後も引き続き保育の利用を希望する場合は、連携施設等への転園手続きが必要です。

※休園日は、原則として日曜日、祝日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）です。

※気象警報発令時の保育について、原則として瀬戸内市に警報（警戒レベル3以上）等が発令されている場合は、「自宅待機」となります。

※保育園・こども園・小規模保育事業所では、園や季節によって多少の違いはありますが、概ね下表のような生活を送ります。

«保育園・こども園・小規模保育事業所での一日の流れ»

<table>
<tr><th rowspan="2">時刻</th><th colspan="3">保育認定（保育の必要性がある子ども）</th><th>教育認定</th></tr>
<tr><th>0歳児</th><th>1・2歳児</th><th>3歳児以上</th><th>3歳児以上</th></tr>
<tr><td>7:00（7:30）</td><td colspan="4">開園</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">順次登園・挨拶・検診</td><td colspan="2">順次登園・挨拶</td></tr>
<tr><td>9:00</td><td>遊び</td><td>遊び
（発達にあわせたもの）</td><td colspan="2">遊び（自分で選んだ遊びや、健康・人間関係・環境・表現などを統合したもの）</td></tr>
<tr><td>10:00</td><td>午前睡
遊び</td><td colspan="2">クラス保育</td><td colspan="2">クラス活動（保育認定子どもと教育標準時間認定子どもとが一緒に過ごす）</td></tr>
<tr><td>11:00</td><td rowspan="2">給食</td><td colspan="3">給食準備</td></tr>
<tr><td>11:30</td><td colspan="3">給食</td></tr>
<tr><td>12:00</td><td colspan="4">片付け</td></tr>
<tr><td rowspan="4">13:00（14:00）</td><td colspan="3" rowspan="4">午後睡
（幼稚園該当の預かり保育希望者を含む）</td><td>遊び</td></tr>
<tr><td>降園準備</td></tr>
<tr><td>降園</td></tr>
<tr><td>預かり保育</td></tr>
<tr><td>15:00</td><td colspan="3">おやつ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">好きな遊び</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">降園準備</td><td></td></tr>
<tr><td>16:00</td><td colspan="3">順次降園</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>18:00（18:30）</td><td colspan="3">延長保育</td><td>預かり保育終了</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>19:00</td><td colspan="3">閉園（延長保育終了）</td></tr>
</table>

（4）保育を利用するには　～子ども・子育て支援新制度について～

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保育園等を利用するためには、入園申込と併せて、市の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

≪注意≫　「教育・保育給付認定」は、保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の入園を保証するものではありません。

■教育・保育給付認定とは

小学校就学前の子どもをもつ保護者が、子どもの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けることができるよう、保育を必要とする事由等の基準に基づき、市が３つの区分の認定を行います。

認定を受けると、市から保護者に「支給認定証」が交付されます。「支給認定証」には、教育・保育給付認定の区分、保育の必要量（１号認定を除く）、認定の有効期間などが記載されます。

■認定区分

利用を希望する施設により、以下の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

<table>
<tr><th>年齢区分</th><th colspan="2">認定区分</th><th>保育の必要性</th><th>保育の必要量</th><th>利用できる主な施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">満３歳以上</td><td>教育認定</td><td>１号認定</td><td>なし</td><td>教育標準時間</td><td>幼稚園、認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保育認定</td><td rowspan="2">２号認定</td><td rowspan="4">あり</td><td>保育標準時間</td><td rowspan="4">保育園、認定こども園、小規模保育事業所</td></tr>
<tr><td>保育短時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">満３歳未満</td><td rowspan="2">３号認定</td><td>保育標準時間</td></tr>
<tr><td>保育短時間</td></tr>
</table>

※満３歳を迎え、３号認定から２号認定に変更になる場合、市が職権により２号認定に変更し、新たな支給認定証を交付します。手続きは必要ありませんが、変更前の支給認定証は返却していただきますので、大切に保管してください。

■保育を必要とする事由（２号認定・３号認定を受けるために必要な事由です）

保護者が以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

1	就労	月 48 時間以上労働することを常態としている場合 ※月 12 日以上就労していることが必要です。
2	妊娠・出産	妊娠中である、または出産後間もない場合
3	疾病・負傷・障がい	保護者が病気やけが、障がいを有している場合
4	介護・看護	同居の親族等を常時介護または看護している場合
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他復旧にあたっている場合
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
7	就学等	学校教育法に規定する学校や専修学校、これらに準ずる教育施設で就学している、または職業訓練校等で職業訓練を受けている場合
8	社会的擁護	児童虐待またはそのおそれがある場合 ＤＶにより保育を行うことが困難と認められる場合
9	育児休業中	育児休業を取得する場合において、すでに保育園等を利用している子どもが引き続き保育園等を利用することが必要であると認められる場合
10	その他	前各号に類する常態にあると市長が認める場合

■教育・保育給付認定の期間と保育の必要量区分

教育・保育給付認定には有効期間があります。また、事由により必要量が異なります。

	事　由	教育・保育給付認定の有効期間	保育の必要量	
			保育標準時間	保育短時間
1	就労（♠）	最長、児童の就学前まで ※退職や９に該当しない育児休業を取得した場合は、退園となります。	●	●
2	妊娠・出産	出産（予定）月の３カ月前から出産後３カ月まで	●	
3	疾病･負傷･障がい	家庭保育ができ、療養を必要としなくなるまで	●	
4	介護・看護（♠）	介護・看護を必要としなくなるまで	●	●
5	災害復旧	生活が安定し、家庭保育ができるようになるまで	●	
6	求職活動	３カ月間		●
7	就学等（♠）	就学期間中	●	●
8	社会的擁護	必要な期間	●	
9	育児休業中	事情を勘案して市長が必要と認める期間 ※詳細は、Ｐ24「育児休業中の継続入園について」をご確認ください。		●

※（♠）の事由については、その事由に該当する時間により、必要量区分が異なります。
　月 120 時間以上 → 「保育標準時間認定」　／　月 48 時間以上 120 時間未満 → 「保育短時間認定」

※保護者の状況が変わった場合（＝保育の必要性の事由が変わった場合）には、保育の必要量や認定期間が変わることがあります。

※保護者が２人いる場合は、それぞれの教育･保育給付認定の有効期間のうち、期間の短い方が適用されます。
また、保育の必要量について、それぞれ異なる場合は、「保育短時間」が適用されます。

※「保育短時間」の認定となる方で、各施設の定めた保育短時間を明らかに超えて利用せざるを得ないと認められる場合は、「保育標準時間」の認定に変更できる場合があります。詳しくは P12 をご確認ください。

■保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）

保育の必要量認定区分により、保育を利用できる時間や利用者負担額（保育料）が異なります。

※どちらの区分で認定を受けた場合も、保育が必要となる日時にご利用ください。

＜保育標準時間＞

保育施設開所時間のうち、施設の指定する **11 時間**内で通常利用できます。
11 時間以上利用する場合は、延長保育利用となります。

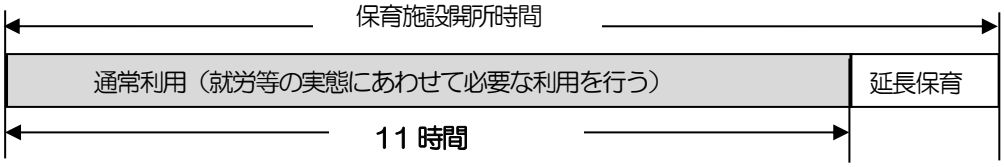

＜保育短時間＞

保育施設開所時間のうち、施設の指定する **8 時間**内で通常利用できます。
8 時間以上利用する場合は、延長保育利用となります。

※「保育標準時間」、「保育短時間」の認定を受けた方が通常利用できる保育時間については、施設により異なります。利用可能な時間については、P2 の「瀬戸内市の認可保育施設」をご確認ください。

（5）教育・保育給付認定申請、入園申込について

○市内の保育施設等（保育園、認定こども園）を利用するには、利用希望月の１日時点で、以下の要件を満たしていることが必要です（③は保育利用の場合のみ）。

①保護者及び児童が瀬戸内市内に居住し、住民登録をしていること。
（市外在住で、保護者が市内に勤務している場合には、申し込むことができません。）
②利用施設において、集団生活が可能な乳幼児であること。
③保育利用の場合、保護者が「保育を必要とする事由」(※) のいずれかに該当すること。
※「保育を必要とする事由」については、P5 をご確認ください。

○新規・転園は申込、継続利用は毎年度、現況届による保育の必要性の確認が必要です。

○「一次申込」、「二次申込」及び「随時申込」で入園申込を受け付けます。

①一次申込：令和９年度内に入園を希望する方全員が対象です。
※５月以降の入園希望であってもこの期間に受け付けますので、必ず申し込んでください。
（育休復帰等で年度途中の入園を希望する方も、この期間に申し込んでください。）
※申込数が定員数を上回った場合、利用調整を行います。

②二次申込：一次申込受付期間内に申込できなかった方と一次申込で入所保留となった方が対象です。**一次申込で欠員や空きがある場合に利用調整を行います。**
※申込数が定員数を上回った場合、利用調整を行います。

③随時申込：二次申込受付期間内に申込できなかった方が対象です。**二次申込で欠員や空きがある場合に**申込書類の受付順にご案内します。
※保護者の状況に関わらず、**先着順**で手続きを行います。

教育・保育給付認定申請、入園申込期間及び申込先

○申込期間は下記のとおりです。

一次申込受付期間：令和８年 11 月５日（木）～11 月 26 日（木）
二次申込受付期間：令和９年１月８日（金）～1 月 22 日（金）
随時申込受付期間：令和９年２月 15 日（月）～利用希望月の**前々月末**まで

※郵送の場合は各締切日必着となりますので、余裕をもってご提出ください。また、個人番号（マイナンバー）提供書を同封するため、特定記録郵便や簡易書留郵便など追跡可能郵便をご利用ください。

○申込先は下記のとおりです。

新規・転園の方・・・こども保育課　（平日の８：30～17：15）

※保育園・こども園へ申込をする場合は、同時に幼稚園へ申込書類を提出することはできません。
※面接は、利用調整後に行います。（申込時は書類の提出のみお願いします。）

○提出書類に基づいて審査・調整をしますので、必要な書類（Ｐ9～）をすべて揃えてから提出してください。**提出書類に不足や不備があり、市の指定する期間内に再度提出できない場合は、二次申込、随時申込での受付となります。**（二次申込、随時申込は、一次申込に比べて入園しづらくなる可能性がありますのでご注意ください。）
○**HP 等で受け入れ見込み状況を確認の上、ご提出ください。**

一次申込・二次申込～入園までの流れ

一次申込受付：11月5日～11月26日（必着）

※スケジュールはあくまで予定のため、状況により変更となる場合があります。

申込

書類審査

利用調整

調整結果通知　1月上旬頃

内定　入所保留

面接　1月中旬頃

二次申込受付：1月8日～1月22日（必着）

申込

希望施設の変更

1月22日まで（必着）

※希望施設を変更しない場合は、一次申込で希望した園のみで利用調整します。

利用調整

調整結果通知　2月上旬頃

内定　入所保留

面接

2月上旬頃

待機

（認定要件があれば令和10年3月まで有効）

支給認定証

入所承諾書　2月中旬頃

健康診断

体験入園　2月中旬頃

入園

利用者負担額決定通知書　4月入園：4月中旬頃　5月入園：5月中旬頃

4月・5月入園の方のみです。
6月以降に入園の方は**入園2か月前に面接を受けていただき、入園予定月の前月（面接後）に「支給認定証」「入所承諾書」「利用者負担額決定通知書」を送付**します。状況確認のために、入園前に書類の提出が必要な場合があります。
※面接の結果、集団生活が不可能と判断された場合、内定取消となる場合があります。
※転入予定の方は転入手続き後に送付します。

随時申込～入園までの流れ

随時申込受付：2月15日～利用希望月の前々月末（必着）

申込

書類審査

利用調整

※内定者のみ電話で連絡します。

内定　入所保留

待機

（認定要件があれば令和10年3月まで有効）

面接

支給認定証

入所承諾書

利用者負担額決定通知書

入園予定月の前月中旬頃

※4月入園の方は4月中旬頃、5月入園の方は5月中旬頃に「利用者負担額決定通知書」を別途送付します。

※面接の結果、集団生活が不可能と判断された場合、内定取消となる場合があります。

※転入予定の方は転入手続き後に送付します。

入園

＜利用希望月ごとの申込締切＞

希望月	申込締切	希望月	申込締切
4月	令和9年2月26日(金)	10月	令和9年8月31日(火)
5月	令和9年3月31日(水)	11月	令和9年9月30日(木)
6月	令和9年4月30日(金)	12月	令和9年10月29日(金)
7月	令和9年5月31日(月)	1月	令和9年11月30日(火)
8月	令和9年6月30日(水)	2月	令和9年12月28日(火)
9月	令和9年7月30日(金)	3月	令和10年1月31日(月)

教育・保育給付認定申請、入園申込に必要なもの

教育・保育給付認定申請及び入園申込にあたっては、以下①～⑦の書類等が必要となります。

	必要書類等	提出部数	備考
①	教育・保育給付認定書（現況届）兼保育所等入所申込書	児童１人につき１部	・添付書類が必要な場合があります。
②	「保育を必要とする事由」を認定するための証明書類	世帯で１部	【保育利用希望者のみ】 ・代表保護者・保護者それぞれ必要。（ひとり親世帯を除く） ・兄弟姉妹同時に申し込む場合は、兄・姉に添付。 ・事由により添付書類が異なります。
③	給付認定に係る個人番号（マイナンバー）提供書	世帯で１部	【新規申込児童のみ】 ・兄弟姉妹同時に申し込む場合は、兄・姉に添付。
④	生計を一にする子どもに関する申告書	世帯で１部	・兄弟姉妹同時に申し込む場合は、兄・姉に添付。
⑤	教育・保育給付認定（保育短時間認定）にかかる変更申出書	世帯で１部	【該当の方のみ】 ・兄弟姉妹同時に申し込む場合は、兄・姉に添付。
⑥	利用者負担額（保育料）の決定及び入園選考に必要な書類（P12 参照）	世帯で１部	【新規申込児童のみ】 ・兄弟姉妹同時に申し込む場合は、兄・姉に添付。
⑦	住所を確認するための書類（P13 参照）	世帯で１部	【転入予定の方のみ】 ・兄弟姉妹同時に申し込む場合は、兄・姉に添付。

※書類に不足や不備がある場合、申込受付ができません。よくご確認のうえ、提出してください。

※在園児の兄弟姉妹の申込である場合、就労証明書等は有効期限内であれば、現況届でご提出いただいた写しでも可能です。

※瀬戸内市の認可保育園等からの転園の方は、③は必要ありません。

＜全体的な注意事項＞

○**黒のボールペン又はインクで記入**してください。（消えるインクで記入された書類は無効です。）

○様式は**「令和９年度」**のものを使ってください。（年度によって様式が異なります。）

○**以下の注意事項及び「記入例」を十分にご確認のうえ、**記入してください。

＜書類ごとの注意事項＞

①『教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書』　裏面にも記載欄があります。

○提出日現在の状況について記載してください。ただし、**「①世帯の状況」の「勤務先又は学校名（学年）等」の欄は、「令和９年度」**の状況を記載してください。

※転入予定の場合は、転入後の世帯の状況を記載してください。

○「障害者手帳等の有無」の欄で、「有」に☑した場合、手帳等の写しを添付してください。

※市が発行する「障害福祉サービス受給証」は障害者手帳ではありません。

○初めてひとり親世帯として申し込む場合は、戸籍または児童扶養手当などひとり親世帯等が受給できる手当等の受給者証（離婚調停中の場合は、離婚調停中であることがわかる書類）の写しを添付してください。離婚調停中で申し込まれた場合は、離婚成立後に届出が必要です。

② 「保育を必要とする事由」を認定するための証明書類

○「保育を必要とする事由」により提出していただく書類の内容が異なります。
「提出書類一覧」をご確認のうえ、必要な書類を準備してください。
○「就労証明書」や「保育利用事由申出書」は、市の指定様式を使用してください。

<提出書類一覧>

	保護者等の状況	提　出　書　類	注 意 事 項
1	就　　労 （採用内定・復職予定含む）	・就労証明書 **（※提出日より３カ月以内のもの。）**	＊**月 48 時間以上かつ月 12 日以上**就労していることが条件です。 ＊個人事業主や自営業専従者（専従者控除対象者）の方は、事業に従事していることがわかる資料（直近 3 カ月以内の帳簿、確定申告書・収支内訳書の写しなど）を添付してください。 ＊家族専従者の方（無給の方）は事業主の確定申告書・収支内訳書の写しを添付し、無給の理由を備考欄へ記入してもらってください。 ＊採用内定（復職予定）の場合、就労（復職）後、1 カ月以内に改めて勤務していることを証明する「就労証明書」の提出が必要です。
2	妊娠・出産	・保育利用事由申出書 ・母子健康手帳の写し等	＊母子健康手帳は、保護者の氏名及び分娩予定日が分かるページの写しが必要です。
3	疾病・負傷・障がい	・保育利用事由申出書 ・診断書の写し ・身体障害者手帳等の写し	＊身体障害者手帳 1～2 級（聴覚は 2～3 級）、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A、介護認定が要介護度 3～5 の場合は、診断書の写しは不要です。 ＊診断書には治療（見込）期間、家庭保育ができないことの記載が必要です。
4	介護・看護	・保育利用事由申出書 ・介護保険証・診断書の写し ・介護・看護のスケジュール	＊民生委員の証明が必要です。 ＊介護認定が要介護度 3～5 の場合は、診断書の写しは不要です。
5	災 害 復 旧	・保育利用事由申出書 ・り災証明書の写し等	
6	求 職 活 動 (起業準備含む)	・保育利用事由申出書	＊入園後、「求職活動状況報告書」などの提出が必要です。 ＊入園日（離職日）から 3 カ月以内に「就労証明書」の提出が必要です。
7	就　学　等	・保育利用事由申出書 ・合格通知書（在学証明書） ・カリキュラム表（時間割）の写し等	＊合格通知書（就学予定）で入園された方は、就学後 1 カ月以内に、在学証明書を提出してください。
8	社会的擁護	・保育利用事由申出書 ・公的機関の証明書	
9	育児休業中の継続利用 ※P24 参照	・就労証明書（育児休業取得期間及び復職予定日の記載があるもの）	＊復職する時には、復職予定日の 2 カ月前までに復職予定を証明する「就労証明書」、また復職後、1 カ月以内に復職していることを証明する「就労証明書」の提出が必要です。

③ 『給付認定に係る個人番号（マイナンバー）提供書』

○提供書に記載する**代表保護者氏名は、①『教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書』の代表保護者欄へ記入した方と同じ人**を記入してください。

○必要な添付資料（代表保護者の資料）を提供書の裏面に添付し、他の申込書類と一緒に提出してください。

☆必要な添付資料**（代表保護者の方のみ）** A＋B　　※提供書の裏面に添付してください。

<table>
<tr><th>A：本人確認資料</th><th>B： 個人番号（マイナンバー）確認資料</th></tr>
<tr><td colspan="2">個人番号カードをお持ちの場合
・個人番号カード（表面）のコピー　・個人番号カード（裏面）のコピー
（「本人確認」と「個人番号確認」が、「個人番号カード」のみでできます。）</td></tr>
<tr><td>顔写真付きの本人確認書類の場合
以下の書類から**1点**
・運転免許証　・パスポート　・身体障害者手帳
・療育手帳　・在留カード　など</td><td rowspan="2">・通知カードのコピー
または
・個人番号が記載された住民票のコピー等</td></tr>
<tr><td>顔写真のない本人確認書類の場合
以下の書類から**2点**
・資格確認書　・年金手帳
・児童扶養手当証書　・特別児童扶養手当証書
・その他官公署等から発行される書類で
①　氏名、②生年月日又は住所の記載のあるもの</td></tr>
</table>

④ 『生計を一にする子どもに関する申告書』

○０～２歳児の利用者負担額（保育料）、３～５歳児の副食費の算定資料として使用する書類です。

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを要件とするものではありません。
保護者と子どもが就学・療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費、学費、療養費等の送金が行われている場合や、余暇には生活を共にしている場合には、「生計を一にする」ものと取り扱います。

○**「年齢」「学校・保育園等名」の欄は、**提出日時点ではなく、**令和９年４月１日現在の状況**を記入してください。

○「同居・別居の区分」、「生計関係」、「監護の有無」については、それぞれのお子さんにつき、該当するものに☑してください。

※監護とは、お子さんの生活について、日々必要とされる監督、保護を行うことをいいます。
通常、保護者としてお子さんの面倒をみて、養育している場合は「有」に☑してください。

○別居しているお子さんがいる場合、申告書へ住所を別にしている理由を記入し、生計を一にしていることが分かる書類（資格確認書、仕送りをしている通帳の写し等）を添付してください。

⑤ 教育・保育給付認定（保育短時間認定）にかかる変更申出書

○月 48 時間以上 120 時間未満の就労により「保育短時間認定」となる方が、下記のいずれかに該当する場合に「保育標準時間認定」へ変更するための書類です。

・1 ヶ月の勤務時間は月 120 時間未満であるが、1 日の勤務時間が 8 時間以上である。
・1 日の勤務時間は 8 時間未満であるが、勤務時間帯が保育短時間認定の利用時間帯（8:30～16:30）を超える勤務を常態としている。
例）施設利用は 8:30～16:30 だが、勤務時間が 7:00～13:00 である。
・シフト勤務のため、保育を利用する時間帯がまちまちで、保育短時間認定の利用時間帯（8:30～16:30）を超える保育利用を常態としている。
・保護者の 1 日の勤務時間は 8 時間未満であるが、**通勤時間**を含めると、保育短時間認定の利用時間帯（8:30～16:30）を超えてしまう。

※短時間勤務をしている場合の保育の必要量は、その勤務時間により判定します。

※申出による変更は、就労証明書の勤務時間等を確認のうえ決定します。内容によっては認定区分が変更できない場合があります。（残業を理由には変更できません。）

⑥ 利用者負担額（保育料）の決定及び入園選考に必要な書類

○0～2歳児の利用者負担額（保育料）、3～5歳児の副食費の算定及び入園選考に必要な書類です。令和 8 年 1 月 1 日時点の住所登録が市内・市外のいずれかで、提出書類が異なります。

<令和 8 年 1 月 1 日時点で瀬戸内市に住民登録がある方>

原則として、提出書類はありません。
※①『教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書』の同意事項欄に署名があることが必要です。
※ただし、市民税の申告が未申告の場合（確定申告をしている方を除く）は、正しい算定ができないため、**最高階層（最高額）**で決定しますのでご注意ください。
（市民税の申告が必要な場合は、個別に通知します。）

<令和 8 年 1 月 2 日以降に瀬戸内市に転入した方>

市民税の課税情報が確認できないため、市民税の課税証明書の提出が必要です。

区　分	提　出　書　類
令和 8 年 1 月 2 日以降に瀬戸内市に転入の場合	**令和８年度市町村民税の課税証明書**（所得･課税･控除額のわかる証明書） ＊令和８年１月１日に住民登録のあった市町村から取り寄せてください。
令和 9 年 1 月 2 日以降に瀬戸内市に転入の場合	**令和８年度市町村民税の課税証明書**（所得･課税･控除額のわかる証明書） ＊令和８年１月１日に住民登録のあった市町村から取り寄せてください。 **令和９年度市町村民税の課税証明書**（所得･課税･控除額のわかる証明書） ＊令和９年１月１日に住民登録のあった市町村から取り寄せてください。 ＊令和９年６月以降の発行となります。

※収入がなく非課税の場合も非課税であることの証明が必要です。
※世帯ではなく、個人の証明書を提出してください。
※子どもの保護者の収入が一定額に満たない場合、それ以外の主たる家計維持者を「家計の主宰者」として認定し、この方の市民税額を含めて計算します。（詳細については、P17「利用者負担額（保育料）の決定」をご確認ください。）
※書類の提出がない場合、入園選考においては減点となり、利用者負担額（保育料）においては**最高階層（最高額）**となりますのでご注意ください。

⑦ 住所を確認するための書類

○転入予定の方は、瀬戸内市内の住所が決まっている方のみ受付ができます。
それぞれの区分に従い、以下のとおりご対応ください。

区　分	提　出　書　類　等
家を建築もしくは購入して瀬戸内市内に住む予定の方	転入誓約書 住宅の建築（売買）契約書の写し等 ＊契約者が保護者であること、瀬戸内市の住所であること、居住開始日、建築引渡日等が確認できるものが必要です。
瀬戸内市内の賃貸物件等に住む予定の方	転入誓約書 賃貸契約書の写し等 ＊契約者が保護者であること、瀬戸内市の住所であること、居住開始日、引渡日等が確認できるものが必要です。
親族が所有する瀬戸内市内の住宅に住む予定の方	転入誓約書 親族が所有していることがわかる書類（固定資産税の納税通知書等）
瀬戸内市内の実家に住む予定の方	転入誓約書 ＊①『教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書』の「①世帯の状況」の「対象児童と保護者を除く世帯員」欄に、転入後、同居する予定の親族等を全員記入してください。

※利用開始希望月の前月末日までに転入および手続きを行わなかった場合、保育施設の内定は取消されますのでご注意ください。

（6）入園選考（利用調整）と決定について

入園選考について

○提出された書類に基づき、審査（必要に応じ実地調査）を行います。
添付書類に不足や不備がある方は、審査・入園決定ができませんのでご注意ください。

○転園希望の在園児童の方も、新規申込者と同様、利用調整による審査を行います。
審査の結果によっては、引き続き入園ができない場合があります。

○未納の利用者負担額（保育料）が３カ月分以上あり、かつ納付の誓約がない場合、又は未納の利用者負担額（保育料）の納付誓約を履行しない場合は、入園選考上不利になります。

○不正または偽りの行為により、教育・保育給付認定申請や入園申込をした人は、教育・保育給付認定を取り消したうえで、園の利用を中止（退園）していただきます。

利用調整について

○一次申込、二次申込で定員を超える入園申込があった場合、利用調整を行います。
※教育認定：施設が定める基準／保育認定：「瀬戸内市保育所入園選考基準表」に基づき調整
「瀬戸内市保育所入園選考基準表」については、P15～P16 を確認してください。

○随時申込においては、「瀬戸内市保育所入園選考基準」に基づく点数は考慮しません。

○利用調整により希望の園に入園できない場合や、兄弟姉妹で別々の園となる場合があります。

※入園できなかった場合は申込書及び提出書類を引き続き保管し、空きができ次第、選考のうえ、順次入園決定の手続きを行います。

【注意事項】

○虚偽の申込や、二重申込の場合は入園の決定を取り消します。

○**入園決定後の調査で保育を必要とする事由に該当しないこと（全く就労していない等）が判明した場合は、認定期間内であっても退園となります**（特別の事情がある場合を除く）。

選考結果の通知について

○一次申込の利用調整結果については１月上旬頃に、二次申込の利用調整結果については２月上旬ごろに各ご家庭に通知します。

○随時申込の方は、二次申込をした方の決定後に、内定者へ電話で連絡します。

※内定した場合であっても、面接の結果、集団生活が不可能と判断された場合は、内定取消となる場合があります。

※面接等、必要な手続きをされない場合、内定取消となる場合があります。

※内定した施設への入園を辞退する場合、入園を待っている他の方へのご案内のため、直ちにこども保育課へ連絡してください。

利用期間について

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までです。（現況届にて年度ごと認定確認をし、翌年度の継続の判断をします。）

※「保育の必要性」の事由により、教育・保育給付認定期間は異なりますので、ご注意ください。

瀬戸内市保育所入園選考基準表

次の（1）、（2）の表から世帯の指標を算定します。

（1）保育の利用基準表

区分	類型	保護者の状況　細目			基準点
1	就労	(1)被雇用者 自営業者 専従者	月160時間以上の就労を常態としている場合		10
			月140時間以上の就労を常態としている場合		9
			月120時間以上の就労を常態としている場合		8
			月100時間以上の就労を常態としている場合		7
			月80時間以上の就労を常態としている場合		6
			月48時間以上の就労を常態としている場合		4
		(2)内職	月120時間以上の就労を常態としている場合		5
			月80時間以上の就労を常態としている場合		4
			月48時間以上の就労を常態としている場合		2
		(3)就労予定	勤務時間等が確定しており、就労証明書等で確認できる場合		区分1-(1),(2)を準用
			勤務時間等が確認できない場合		2
2	妊娠・出産	出産（予定）月の3カ月前から出産後3カ月である場合			6
3	疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	1カ月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合		10
			居宅内療養(1カ月以上)	安静を要すると診断された場合又は、日常生活動作に支障をきたしている場合	8
				上記以外で通院加療が必要な場合	3
		障がい	「身体障害者手帳1～2級（聴覚障害のみ2～3級）所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		10
			「身体障害者手帳3級（聴覚障害のみ4級）所持」、「精神障害者保健福祉手帳2～3級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		6
			「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3
4	介護・看護	施設、病院への送迎をし、かつ付添介護・看護のために保育することができない場合又は、重度身体障害者、寝たきり高齢者等の介護・看護を常態とする場合			区分1-(1)を準用
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育することができない場合			10
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合			1
7	就学等(予定を含む)	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合			区分1-(1)を準用
8	その他	不存在	死亡、離婚、行方不明、別居（離婚調停又は裁判中に限る）、拘禁等		10
		その他	明らかに保育することができないと認められる場合		区分1～7を準用

【備考】　・区分1における就労時間には、法定の休憩時間を含みます。

・区分8の「不存在」は、離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数を付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。

・複数の事由に該当する場合は、高い方の点数を適用します。

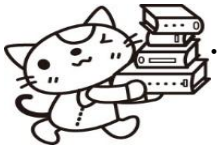

（2）調整点表

区分	類型		状況		点数
福祉的配慮	1	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合		2
	2	障がい者世帯	保護者が重度の障がいで、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合（基準表の区分３で 10 点に該当する場合）		2
	3	生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する場合		1
養育環境的配慮	4	継続児童	市内の認可保育園・こども園・小規模保育事業所を利用している児童が、引き続き施設の利用を希望する場合であって、類型 10 に該当しない場合		2
	5	兄弟姉妹の入所	入所希望日時点において兄弟姉妹が市内の認可保育園・こども園・小規模保育事業所に入所し、又は同時申込の場合（保育利用に限り）	２人	3
				３人	4
				４人以上	5
	6	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭の資格を有し、市内の認可保育園・こども園・小規模保育事業所に就労中又は就労（復職）予定の場合	月 160 時間以上	5
				月 100 時間以上 月 160 時間未満	3
				月 48 時間以上 月 100 時間未満	1
減点	7	就学前の未申請児	兄弟姉妹を親族が保育している場合（保護者が就労中に児童を保育している場合を含む）		−2
	8	同居の親族	65 歳未満の同居親族で基準表の区分 1～5、7～8 に該当しない者がいる場合		各−1
	9	提出書類	申請及び入園選考に必要な書類の提出がない場合又は過去の申請に係る違反行為が判明した場合（各種必要な手続を行わなかった場合を含む）		−3
	10	**利用者負担額未納世帯**	**未納の利用者負担額等が３カ月分以上あり、かつ、納付の誓約がない場合又は未納利用者負担額等の納付誓約を履行しない場合**		**−10**

【備考】　調整点数において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加(減)算したものを世帯の調整点数とします。

※以前からお知らせしているとおり、「継続児童の調整点」は段階的に縮小していく方向ですが、今年度は据え置きにしています。ただ、今後も段階的に縮小していく可能性がありますのでご承知おきください。

（3）保育の利用基準表と調整点表の合計が同点の場合の優先順位

第１段階	利用者負担額等（卒園児を含む）に３か月以上の未納がない世帯を優先する
第２段階	第１段階で順位が決まらない場合は、保育の利用基準表の点数が高い世帯を優先する
第３段階	第２段階で順位が決まらない場合は、調整点表において「福祉的配慮＞養育環境的配慮」の順に優先する(減点は除く)
第４段階	第３段階で順位が決まらない場合は、在園＞転園＞新規の順に優先する
第５段階	第４段階で順位が決まらない場合は、①～⑨の順に優先する ①不存在　②災害　③疾病・負傷・障がい　④就労（家族従業者や勤務時間等が確認できない場合を除く）　⑤親族の介護･看護　⑥妊娠・出産　⑦就学　⑧就労（家族従業者・勤務時間等が確認できない場合）　⑨求職活動（主に保育にあたる者の保育を必要とする理由）
第６段階	第５段階で順位が決まらない場合は、希望する保育所等に兄弟姉妹が在園している世帯を優先する（ただし、新年度申込の場合は、新年度に就学する児童は除く）
第７段階	第６段階で順位が決まらない場合は、希望する保育所等と同じ中学校区に居住している世帯を優先する
第８段階	第７段階で順位が決まらない場合は、前年度の市町村民税額の低い世帯を優先する

（4）入園選考の除外

一次・二次申込受付期間に申込をした児童で下記のいずれかに該当する場合は、入園選考によらず優先入所となります。

① 児童虐待防止の観点から公的機関より保育の利用が必要である旨の報告又は通知のあった場合。定員や入所状況によっては、希望する保育園等に入所できない場合があります。

② 小規模保育事業所を利用しており、年齢到達により連携施設への転園を希望する場合。（ただし、同じ連携施設に希望が集い、受け入れ枠を超えた場合は、優先入所園児の中での独自の利用調整となります。）

（7）利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）の決定

○利用者負担額（保育料）は、原則として生計を一にしている代表保護者・保護者の市民税額の合計をP21の表に当てはめて決定します（公立・私立問わず同じ額です）。

※入園後は通園の有無にかかわらず、退所届を提出するまで全額納付する義務があります。

※利用者負担額（保育料）は当該年度の初日の児童の年齢で決定します。
また、年度の途中で入園した場合も、当該年度の初日の児童の年齢で決定するものとします。

○利用者負担額決定の基礎となる市民税額は、住宅借入金等特別控除（断熱改修増改築を含む）、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄付金控除等の適用を受ける前の額です。

※保護者が日本国外で所得を得ている場合には、その所得等に関する資料（日本語訳付）を提出してください。

※利用者負担額（保育料）の算定資料が未提出の場合や、市民税の申告が未申告の場合（確定申告をしている方を除く）は、正しい算定ができないため、最高階層（最高額）で決定します。

○祖父母等が同居している場合（住民票上世帯が別の場合も含む）で、代表保護者・保護者の収入合計額（ひとり親世帯の場合は父又は母の収入額）が下記の基準額に満たない場合、代表保護者・保護者の収入合計額を超える収入を有する祖父母等のうち最多収入者（＝家計の主宰者）の市民税額も含めて計算します。その際、税資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【 基準額 】

18歳未満の児童数	収入合計額
1人	110万円
2人	140万円
3人を超える場合は、児童1人につき30万円ずつ上記に加算	

※基準額について、4月～8月においては前々年、9月～翌年3月においては前年の収入で判定します。

○決定時期は、毎年、4月と9月の2回です。
利用時期により、利用者負担額（保育料）の算定に使用する市民税の年度が異なります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度　市民税額で算定 （令和7年1月～12月の収入）					令和9年度　市民税額で算定 （令和8年1月～12月の収入）						

○ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯等の場合、利用者負担額（保育料）が減額となる場合がありますので、こども保育課までご相談ください。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、次に掲げる子どもの利用者負担額（保育料）が無償化されました。ただし、給食費（主食費・副食費）、行事費、通園送迎費など、施設の利用において通常必要とされる経費については、引き続き保護者の負担となります。

○ 0～2 歳児クラスの市民税非課税世帯の子ども

○ 3～5 歳児クラスの全ての子ども

※「○歳児」とは、「その年度の４月１日の時点で○歳の子ども」という意味です。
年度途中で３歳の誕生日を迎えてもその年度中は無償化の対象にはなりません。

※延長保育、病児保育の利用料は無償化の対象外です。（預かり保育は無償化の対象です。）

給食費の取扱い

○「幼児教育・保育の無償化について」に記載しているとおり、給食費（主食費・副食費）は保護者の負担となります。ただし、以下の場合には、副食費が免除されます。

・低所得者世帯の子ども
→P21（ひとり親世帯等の場合は P22、１号認定の場合は P23）の表をご確認ください。

・全ての世帯において、小学校就学前の児童で年齢の高い順から数えて第３子以降の子ども
（1 号認定は、小学校３年生までの児童で年齢の高い順から数えて第３子以降の子ども）

※副食費免除対象となる方については、市から園を通じてお知らせします。
（世帯構成や市民税情報をもとに、市が判定します）

※主食費については、私立園は施設による実費徴収となります。公立園は主食を持参していただくため徴収はありません。

※副食費には、おかず代のほか、おやつ、牛乳、お茶代が含まれます。

【 支払額 】

運営	主食費／副食費	月額	
私立	主食費	施設へご確認ください	
	副食費		
公立	主食費	徴収なし　※主食持参	
	副食費	1 号認定	2,600 円 （4 月・8 月を除く）
		2 号認定	4,500 円

利用者負担額（保育料）または副食費の徴収についての変更

○結婚や離婚等による保護者の変更や世帯構成員の変更、修正申告等による市民税額等の変更があった場合、利用者負担額（保育料）または副食費の徴収について変更となる可能性があります。速やかにこども保育課へ届け出てください。

※変更となる場合、事由が発生した翌月分から反映します。

※市民税の税額調査や修正申告等に基づく税額の変更があった場合、届出の有無にかかわらず、当該年度の利用者負担額（保育料）または副食費の徴収について変更します。

※税額調査等による利用者負担額（保育料）または副食費の徴収についての変更は、当該教育・保育年度分のみです（過年度の利用者負担額（保育料）または副食費には影響しません）。

利用者負担額（保育料）及び給食費の納期限

利用者負担額（保育料）及び給食費の納期限は　**毎月末日（12 月は 25 日）**です。
※その日が土・日・祝日等の場合はこれらの日の翌日です。必ず納期限内に納めてください。

その他の費用

〇所定の時間を超えて施設を利用した場合、預かり保育料（1 号認定）、延長保育料（2 号・3 号認定）が必要です。また実費として、教材費、用品代、保護者会費等の諸経費が必要な場合があります。（詳細については、各利用施設にご確認ください。）

利用者負担額（保育料）及び給食費の納付方法

〇利用者負担額（保育料）及び給食費の納付方法は、利用している施設ごとに異なりますので、ご注意ください。

利用施設	運営	納付先	納付方法
保育園	私立	保育料：市	口座振替
		給食費：施設	施設へご確認ください
	公立	保育料：市	口座振替
		給食費：市	口座振替
認定こども園	私立	保育料：施設	施設へご確認ください
		給食費：施設	施設へご確認ください
	公立	保育料：市	口座振替
		給食費：市	口座振替
小規模保育事業所	私立	保育料：施設	施設へご確認ください

○口座振替による納付の場合、取扱金融機関は次のとおりです。

・中国銀行　　・備前日生信用金庫
・岡山市農協（牛窓支所、邑久支所、裳掛支所、長船支所のみ）
・ゆうちょ銀行

○内定者へは後日『瀬戸内市利用者負担額（保育料・給食費）口座振替納入依頼書』を送付しますので、期日までに記入・押印のうえ、**金融機関窓口へ直接ご提出ください**。

○口座振替での引き落としができなかった場合は、市から納付書を送付しますので、期限内に納付してください。近年、利用者負担額（保育料）の滞納が多いため、口座振替で 3 カ月以上滞納があった場合には口座振替を停止し、納付書での支払いをお願いしています。

納付義務及び滞納処分等について

○納付義務者は「教育・保育給付認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書」の「代表保護者」です。

○期限までに納付がない場合、改めて、期限を指定して督促を行います（督促状を発送した場合、**督促手数料**（100 円）及び延滞金が加算されます）。

○督促状で指定する期限までに納付がない場合は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に基づき、地方税の例により、**滞納処分**（財産の差し押さえ等）の対象になります。

○**利用者負担額（保育料）の滞納が度重なると、退園していただく場合があります。**

利用者負担額（保育料）の減免について

以下の（1）、（2）の事由に該当する場合、利用者負担額（保育料）が減免されます。

減免は、入園申込関係書類・減免申請書などをもとに判断します。世帯の状況によっては、申請書を提出しなくてよい場合がありますので、事前にこども保育課へご相談ください。

※多子減免における「半額」とは、対象児童の利用者負担額（保育料）を半額にするものです。
（兄姉の利用者負担額の半額ではありません。）

（1）多子世帯及びひとり親世帯等

第１子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする(※)子どもを数えて、第２子以降となる０歳～2歳児の利用者負担額は無料となります。

ただし、次の①～②に該当する場合は、上記と異なります。

※階層についてはP21（ひとり親世帯等の場合はP22）の表をご確認ください。

① 保護者等の市民税が非課税（第２階層）の世帯の場合

幼児教育・保育の無償化に伴い、全ての子どもの利用者負担額（保育料）が無料となります。

② ひとり親世帯等(※)で、保護者等の市民税所得割額が77,101円未満（第8-1階層以下）の世帯の場合

市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第１子の利用者負担額が1/4程度に減額されます。

※ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯のことをいいます。

・ひとり親世帯
・在宅障がい児（者）のいる世帯のうち次に掲げる児（者）を有する世帯
　身体障害者手帳の交付を受けた者　　療育手帳の交付を受けた者
　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者　　特別児童扶養手当の支給対象児
　国民年金の障害基礎年金等の受給者

※「生計を一にする」の内容については、P11をご確認ください。

（2）その他の事由

生計中心者の失業、世帯のり災、疾病等により収入が著しく減少したため、利用者負担額を納付することが困難な場合は、分割納付や減免となる場合があります。こども保育課へご相談ください。

令和９年度　保育認定（２号・３号認定）
利用者負担額（保育料）及び副食費免除対象表【予定】

（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="3">各月初日の入所児童の属する
世帯の階層区分</th><th colspan="2">利用者負担額　（月額）</th><th colspan="2">副食費</th></tr>
<tr><th rowspan="2">階層
区分</th><th colspan="2" rowspan="2">定　　義</th><th colspan="2">３歳未満児</th><th colspan="2">３歳以上児</th></tr>
<tr><th>標準時間</th><th>短時間</th><th>標準時間</th><th>短時間</th></tr>
<tr><td>第１</td><td colspan="2">生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯(単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td>0</td><td>0</td><td rowspan="6">免除</td><td rowspan="6">免除</td></tr>
<tr><td>第２</td><td rowspan="16">第１階層を除き、前年度分(9月以降は当年度分）の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>市民税非課税世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第３</td><td>均等割のみの世帯</td><td>9,500</td><td>9,300</td></tr>
<tr><td>第４</td><td>所得割の額が
10,000 円未満</td><td>15,000</td><td>14,700</td></tr>
<tr><td>第５</td><td>10,000 円以上
48,600 円未満</td><td>17,000</td><td>16,700</td></tr>
<tr><td>第6-1</td><td>48,600 円以上
57,700 円未満</td><td>20,000</td><td>19,600</td></tr>
<tr><td>第6-2</td><td>57,700 円以上
62,000 円未満</td><td>20,000</td><td>19,600</td><td rowspan="11">有料</td><td rowspan="11">有料</td></tr>
<tr><td>第７</td><td>62,000 円以上
74,000 円未満</td><td>22,000</td><td>21,600</td></tr>
<tr><td>第8-1</td><td>74,000 円以上
77,101 円未満</td><td>24,000</td><td>23,500</td></tr>
<tr><td>第8-2</td><td>77,101 円以上
86,000 円未満</td><td>24,000</td><td>23,500</td></tr>
<tr><td>第９</td><td>86,000 円以上
98,000 円未満</td><td>26,000</td><td>25,500</td></tr>
<tr><td>第10</td><td>98,000 円以上
116,000 円未満</td><td>28,000</td><td>27,500</td></tr>
<tr><td>第11</td><td>116,000 円以上
135,000 円未満</td><td>30,000</td><td>29,400</td></tr>
<tr><td>第12</td><td>135,000 円以上
153,000 円未満</td><td>33,000</td><td>32,400</td></tr>
<tr><td>第13</td><td>153,000 円以上
188,000 円未満</td><td>36,000</td><td>35,300</td></tr>
<tr><td>第14</td><td>188,000 円以上
214,000 円未満</td><td>39,000</td><td>38,300</td></tr>
<tr><td>第15</td><td>214,000 円以上
256,000 円未満</td><td>42,000</td><td>41,200</td></tr>
<tr><td>第16</td><td>256,000 円以上
304,000 円未満</td><td>45,000</td><td>44,200</td></tr>
<tr><td>第17</td><td>304,000 円以上</td><td>48,000</td><td>47,100</td></tr>
</table>

※3 歳以上児は令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額（保育料）は無償です。

※3 歳未満児の副食費は、利用者負担額（保育料）に含まれています。

1　表において「均等割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別控除（断熱改修増改築を含む）、認定長期優良住宅新築等特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、地方公共団体等への寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除等の適用を受ける前の額とする。）をいいます。

なお、同法第 323 条に規定する市民税の減税があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とします。

2　児童の属する世帯が次の（1）～（3）に掲げる世帯の場合で、「ひとり親世帯等の利用者負担額（保育料）表」に掲げる階層に認定された場合は、同表に掲げる額とします。

(1)「ひとり親世帯」

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(2)「在宅障がい児(者)のいる世帯」

次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。

①身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

②療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

④特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

⑤国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3)「その他の世帯」

保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると福祉事務所長が認めた世帯

ひとり親世帯等の利用者負担額（保育料）及び副食費免除対象表【予定】

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額　（月額）		副食費	
階層区分	定　　義		3 歳未満児		3 歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第 2	第 1 階層を除き、前年度分（9 月以降は当年度分）の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	0	0	免除	免除
第 3		均等割のみの世帯	1,900	1,800		
第 4		所得割の額が 10,000 円未満	3,300	3,200		
第 5		10,000 円以上 48,600 円未満	3,800	3,700		
第 6-1		48,600 円以上 57,700 円未満	4,800	4,700		
第 6-2		57,700 円以上 62,000 円未満	4,800	4,700		
第 7		62,000 円以上 74,000 円未満	5,400	5,300		
第 8-1		74,000 円以上 77,101 円未満	6,000	5,800		
第 8-2 階層以降は P21 の表を参照						

教育認定（1号認定）副食費免除対象表【予定】

<table>
<tr><td colspan="3">各月初日の入所児童の属する
世帯の階層区分</td><td rowspan="2">副食費</td></tr>
<tr><td>階層
区分</td><td colspan="2">定　　義</td></tr>
<tr><td>第1</td><td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td rowspan="3">免除</td></tr>
<tr><td>第2</td><td rowspan="3">第1階層を除き、前年度分（9月以降は当年度分）の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td><td>市民税が
非課税又は均等割のみの世帯</td></tr>
<tr><td>第3</td><td>所得割の額が
77,101円未満</td></tr>
<tr><td>第4</td><td>77,101円以上</td><td>有料</td></tr>
</table>

（8）保育施設の利用に際しての注意事項

保育利用の決定期間

○保育利用の決定は、月単位（暦月）で行います。原則として月の途中での入退園はできません。

※支給認定証は、各教育・保育施設に入園する際に施設に提示してもらうなど、必ず必要なものです。紛失や破損などしないよう、入園後も大切に保管してください。教育・保育給付認定の内容に変更があった場合は、変更前の支給認定証を返却していただきます。
万が一、支給認定証を破損・紛失等した場合は、こども保育課までお知らせください。

ならし保育について

○初めての保育園等を利用する場合（転園の場合も含む）、入園後、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく**「ならし保育」**を行います。

○期間は入園月1日（4月は入園式の日）から概ね2週間程度です。園やお子さんの状況によっては延びる場合があります。入園前にならし保育はできません。

○表に記載された日までに就労（復職）予定の場合は、就労（復職）予定日の前月1日から入園が可能です。ただし、その日までに就労（復職）しなかった場合は**退園**となりますので、ご注意ください。

○ならし保育期間中は、早めのお迎えが必要となります。ご理解とご協力をお願いいたします。
なお、この期間も通常の利用者負担額をお支払いただきます。

＜入園月ごとの就労（復職）期限＞

入園月	就労（復職）期限	入園月	就労（復職）期限
4月	令和9年5月20日（木）	10月	令和9年11月17日（水）
5月	令和9年6月16日（水）	11月	令和 9年12月16日（木）
6月	令和9年7月16日（金）	12月	令和10年1月20日（木）
7月	令和9年8月18日（水）	1月	令和10年2月17日（木）
8月	令和9年9月16日（木）	2月	令和10年3月16日（木）
9月	令和9年10月18日（月）	3月	令和10年 4月17日（月）

家庭状況等に変更があった場合

○申込後（入園開始後を含む）、次の事由が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」に必要書類を添えて、必ずこども保育課へ提出してください。

※必要書類については、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」の裏面に記載しています。

（1）瀬戸内市内で住所が変わった場合
（2）「保育を必要とする事由」が変わる／変わった場合
（例：就労 → 妊娠・出産 、就労 → 求職活動 、 求職活動 → 就労 など ）
（3）勤務先や勤務状況（日数・時間など）が変わる／変わった場合
（4）結婚や離婚等により保護者が変更する／変更した場合
（5）世帯構成員が変わる／変わった場合（祖父母など、親族と同居を開始／解消した場合）
（6）保護者や児童の氏名が変わった場合
（7）その他、申込書類の記載内容が変わる／変わった場合

○届出により教育・保育給付認定の内容が変更する場合は、翌月から適用されます。

育児休業中の継続入園について

○在園児の保護者が出産し、そのお子さんに係る育児休業を取得した場合において、引き続き、在園児の継続入園を希望する場合、下記の場合であれば継続入園ができます。

※育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の法的根拠に基づくものをいいます。

	保育を希望する場合	利用保育園等	許可期間
①	次年度に就学を控える５歳児クラスの児童である場合	保護者の育児休業開始前に在籍していた保育園等	その年度の年度末まで
②	育児休業の取得期間が、当該育児休業に係る子の満１歳の誕生日を超えない場合		育児休業に係るお子さんの１歳の誕生日の前日又は育児休業の末日のいずれか早い日の属する月末まで
③	①または②により育児休業中の保育の利用継続中に、育児休業に係る子が利用調整により入所保留となり、やむを得ず育児休業を延長する場合	継続入園中の保育所等	利用調整により入所保留となった年度末まで

※継続入園を希望する保護者は、育児休業に係るお子さんの出生後に「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」と「就労証明書」（育児休業取得期間及び復職予定日の記載があるもの）を利用施設またはこども保育課に提出してください。

※両親ともに育児休業を取得する場合は、それぞれ手続きが必要です。

※育児休業中の継続利用をした場合、原則として**次年度も同じ保育園等の利用が条件**です。（小規模保育事業所を卒園し、連携施設へ転園する場合を除きます。）

※③の場合、**原則として一次申込受付期間に育児休業に係る子の入園申込をしていることが条件です。**11 月・12 月出生により一次申込ができなかった場合は**二次申込**、1 月以降の出生により二次申込ができなかった場合は**出生後８週以内**に随時申込をしてください。

休園について

〇里帰り出産など自己都合による休園は 3 か月以内です。3 か月を超えて休園する場合は、原則退園となります。

※やむを得ない事情と認められる場合は、退園とせず個々の状況により判断します。

※休園中であっても利用者負担額（保育料）や副食費はご負担いただきます。

退園について

○以下の場合は退園となりますので、ご注意ください。

・保育の必要性の事由に当てはまらなくなった場合
・瀬戸内市外への転出により、瀬戸内市民ではなくなった場合
・3 か月を超えて休園する場合（やむを得ない事情と認められる場合を除く）
・不正または偽りの行為により、教育・保育給付認定申請や入園申込をしたことが判明した場合

〇退園する場合は、退園する日の 15 日前までに「退所届」を利用施設またはこども保育課に提出してください。

※市外へ転出した場合であっても、月初め（1 日時点）に住民票がある場合は、その月末までは利用することができます。

※月の途中で退園した場合であっても、原則として利用者負担額（保育料）や副食費は 1 月分お支払いいただきます。（日割り計算は行いません。）

医療的ケアが必要なお子さんの入園について

○医療的ケアを必要とする３歳以上のお子さんについて、入園を希望される場合は、申込み前に必ずこども保育課へご相談ください。
また、入園を希望されるお子さんの健康状態や施設側の受入れ体制等から安全に受入れることができないと判断される場合、希望の施設へ入所できないことがあります。

2．地域子ども・子育て支援事業について

○子ども・子育て支援新制度の中に位置づけられた「地域子ども・子育て支援事業」の中で、保育利用に関係する事業として下記の事業があります。

（1）延長保育事業

保護者の就労時間等の事情により保育時間（２号認定・３号認定の子ども）の延長が必要な場合、時間を延長して保育を実施する事業です。利用する場合、通常の利用者負担額の他に、延長保育料が必要です。

利用申込先　直接、保育園・こども園・小規模保育事業所に申し込んでください。

延長保育料　公立園の場合は下記のとおりです。
私立園ご利用の場合は直接園へお問い合わせください。

◆公立保育園・こども園の場合

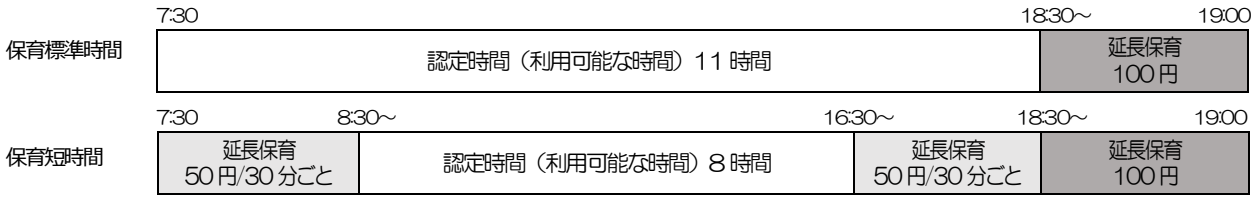

（2）一時預かり事業（保育園・こども園での一時預かり）

保護者の仕事や急な用事・病気などの事情や、家庭での子育て負担軽減などのため、瀬戸内市に住所を有する就学前児童を一時的に預かる事業です。なお、保育園・こども園・幼稚園・小規模保育事業所へ入園（在籍）している子どもは対象になりません。

利用申込先　直接、保育園・こども園に申し込んでください。

利　用　料　(公立園の場合)

児童１人につき	４時間まで	日額 1,000 円
	４時間を超えて８時間まで	日額 2,000 円
	８時間を超える場合	１時間ごとに 300 円

※利用日数は、児童１人につき１カ月 13 日までの利用が可能です。
※実施園につきましては、「瀬戸内市の認可保育施設」（P2）をご覧ください。
※私立園ご利用の場合は料金等が異なる場合があります。直接園へお問い合わせください。
※保育園等によって利用可能な月齢が異なりますので、ご確認ください。（P2）
※申込状況やお子さんの健康状態等により、利用できないことがあります。
※生活保護世帯、前年度市民税非課税世帯は減免制度がありますので、こども保育課までお問い合わせください（減免を受けるためには、事前の申請が必要です）。

（3）預かり保育事業（幼稚園・こども園での預かり保育）

保護者の仕事や急な用事・病気などの事情のため、瀬戸内市に住所を有する就学前児童のうち、幼稚園・こども園の教育利用（１号認定の子ども）の児童を一時的に預かる事業です。在籍している幼稚園・こども園で利用できます。

実施施設	あいあいこども園　邑久ルンビニこども園 長船ちとせこども園　ポエムこども園おさふね 今城こども園　裳掛こども園 ※その他、市内の公立幼稚園でも実施しています。 詳しくは幼稚園にお問い合わせください。
利用時間	教育時間終了から 18 時まで　／　長期休業期間中
利用申込先	直接こども園に申込ください。
利　用　料	一時預かり　日額　450 円

※上記金額は公立園の利用料です。私立園については、園にお問い合わせください。

（4）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。瀬戸内市では、以下の５か所で実施しています。

内容は各支援センターで異なりますので、直接支援センターへお問い合わせください。

◆牛窓ルンビニ子育て支援センター	TEL：0869-34-2309
◆あいあいこども園子育て支援センター	TEL：0869-34-9330
◆長船ちとせこども園子育て支援センター	TEL：0869-26-3988
◆邑久子育て支援センター	TEL：0869-22-0222
◆福田子育て支援センター	TEL：0869-24-0020

（5）ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や児童の預かりの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。事前に会員登録をすることで、子育てのサポートを受けることができます。詳しくは事務局までお問い合わせください。

依頼会員資格	市内在住で、生後６か月から小学校６年生までのお子さんがいる人
提供会員資格	保育サポーター養成講座を受講した人で、子どもの預かりや保育に熱意のある人
サポート内容	①　保育園や幼稚園の保育開始時まで／保育終了後の子どもの一時預かり ②　保育園や幼稚園までの子どもの送迎 ③　学童保育終了後や放課後の子どもの一時預かり ④　冠婚葬祭、学校行事、その他外出時の子どもの一時預かり ⑤　買い物等外出の際の子どもの預かり
利用料金	１時間　700 円～
事　務　局	瀬戸内市ファミリーサポートセンター事務所（邑久保育園内） TEL：0869-22-0092 開所時間：平日 9:00～16:00

（6）病児・病後児保育事業

病気の治療中や回復期にあり、学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務の都合などにより家庭で育児ができない子どもを一時的に預かる事業です。

実施施設及び利用申込先

【瀬戸内市内施設】

◆長船ちとせこども園　（利用時間：9:00～18:00）

住所：瀬戸内市長船町土師 128-1　　TEL：0869-26-3988

◆瀬戸内市民病院病児保育室「さんさんキッズ」（利用時間：9:00～17:30※18:00 まで延長可）

住所：瀬戸内市邑久町山田庄 845-1　　TEL：0869-22-1234

※土曜日、日曜日、祝休日、お盆、年末年始はお休みです。

さんさんキッズにて延長利用をした場合、別途料金が発生します。

対象児童　市内に住所を有する小学校６年生までの児童

利 用 料　一人１日につき 2,500 円（昼食代込）

※利用の際には医師の診察が必要となり、診察料が別途必要です。

※生活保護世帯、前年度市民税非課税世帯は減免制度がありますので、こども保育課までお問い合わせください（減免を受けるためには、事前の申請が必要です）。

上記施設のほか、以下の施設も市内の事業所と同様に利用することができます。ただし、施設によって利用できる時間や対象年齢が異なりますので、事前にお問い合わせください。

【他市で利用できる施設】

	実 施 施 設	住 所	T E L
岡山市	病児保育ルームドレミ（表町ファミリークリニック）	岡山市北区表町 3-10-71	086-222-4939
	うらら病児保育園（黒田医院）	岡山市北区神田町 2-8-32	086-223-1455
	チャイルド・ケア　ハーモニィ（撫川クリニック）	岡山市北区撫川 1470	086-292-8133
	ますかっと病児保育ルーム（岡山大学）	岡山市北区鹿田町 2-5-1 鹿田キャンパス内歯学部棟３階	086-235-7301
	病児保育あおやま（青山こどもクリニック）	岡山市北区田中 625-8	086-246-3650
	病児保育室みらい（籔内小児科医院）	岡山市中区中井 1-5-2	086-275-5036
	山陽ちびっこ療育園（青木内科小児科医院）	岡山市南区大福 281-5	086-281-2277
	ピオーネ病児保育室（山本医院）	岡山市南区泉田 418-25	086-243-2011
倉敷市	病児保育所はしま（羽島こども診療所）	倉敷市羽島 199-1	086-426-5037
	ももっ子病児保育ルーム（田嶋内科）	倉敷市児島柳田町 862	086-474-3310
	玉島病院病児保育室（玉島病院）	倉敷市玉島乙島 4030	086-522-4141
	あさき病児保育室（あさき小児科）	倉敷市水島南幸町 1-9	086-446-1110
津山市	こどもデイケアルームさくら （河原内科・松尾小児科クリニック）	津山市二宮 2137-10	0868-28-5570
	病児保育室　方舟（小畑醫院）	津山市志戸部 662-14	0868-25-2111
玉野市	たまの病院病児・病後児保育室（たまの病院）	玉野市宇野 2-1-20	0863-31-2101
笠岡市	笠岡第一病院病児保育室すこやかキッズルーム （笠岡第一病院）	笠岡市横島 1945	0865-67-0211
総社市	薬師寺慈恵病院病児保育室（薬師寺慈恵病院）	総社市総社 1-17-25	0866-92-0146
備前市	備前市病児・病後児保育室（吉永病院）	備前市吉永町吉永中 563-4	090-7138-7377
真庭市	病児保育おひさま（みんなのクリニック）	真庭市惣 195-5	070-3772-0630
	病児保育ひまわり（勝山病院）	真庭市本郷 1811-2	070-4238-9439
鏡野町	病児保育室たんぽぽ（鏡野町国民健康保険病院）	苫田郡鏡野町寺元 365	0868-54-0011